

ガス事業法および特定商取引に関する法律の規定に従い、ガス供給契約を締結するにあたり重要な事項を説明いたします。

ガス小売事業者（契約当事者）

株式会社サイサン 登録番号：A0023

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5

お問い合わせ窓口 電話 0570-041-313

Eメール toshigas@saisan.co.jp

※ガス漏れ・緊急時は一般ガス導管事業者の連絡先をご案内いたします

申込方法	インターネットまたは申込書によりお申込みいただけます。
熱量	最低値：44MJ / 標準値：45MJ (西部ガス 熊本・長崎・佐世保地区の標準値：46MJ)
圧力	最高値：2.5kPa / 最低値：1.0kPa
燃焼性	最高燃焼速度：47 / 最低燃焼速度：35 最高ウォッペ指数：57.8 / 最低ウォッペ指数：52.7
ガスグループ	13A
契約期間	お客さまからの申し込みを当社が承諾してから、当社が解約手続きを完了するまでとします。
契約メニュー	お客さまからのお申込みにもとづき適用いたします。
計量方法	一般ガス導管事業者設置のガスマーターにより計量
小売供給に係る料金	別紙料金表、見積書または当社ホームページの料金表でご確認いただけます。
請求締日	原則検針日の属する月の翌月15日

1 供給開始予定日

- 当社へスイッチングされる場合の供給開始予定日は、原則として、従前のガス小売事業者（旧ガス小売事業者）との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の定期検針日（次回検針日または次々回検針日）の翌日といたします。
- 転居等で新たにガスの使用を開始される場合の供給開始予定日は、お客さまが希望される日を基準として、協議することといたします。
- 当社へのお申込み前から既にガスの使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

2 料金の支払方法及び支払期日

1 クレジットカード	クレジットカード会社から当社への支払日。ただし、クレジットカード会社から当社に料金を支払われない旨の通知があった場合は、その通知があった日
2 口座引落し	検針日の翌々月6日（金融機関が休業日の場合、翌営業日）
3 コンビニ 払込票	コンビニ払込票に記載の支払期日 1または2のお手続きが完了するまでの間、コンビニ払込票でお支払いいただけます。金融機関や収納代行企業によるお手続き期間中など、当社がやむをえないと判断した場合を除き、発行手数料330円（税込）をお支払いいただけます。
4 帳票発行 手数料	請求書（利用明細書）1部につき220円（税込）をお支払いいただけます。発行手数料は、該当月の翌月にご請求させていただけます。
5 その他	その他の支払方法については、当社規定によりご指定いただける場合があります。

3 その他商品等の契約を締結されている場合の一括支払い

お客さまがその他有料の商品またはサービスについて、小売または売買契約等にもとづき当社より供給等を受ける場合、当該契約の解余に伴う清算時を除き、原則すべての料金は一括してお支払いいただけます。ただし、当社が別に支払方法を定める場合はこの限りではありません。

4 契約終了申出および事業者切替による解約、契約変更の方法

- ガスの使用を終了しようとされる場合は、原則として、終了期日の15日前までに、当社に通知していただけます。この場合、当社または当該一般ガス導管事業者が終了期日に供給を終了させるための適当な処置を行なうにあたり、必要に応じてお客さまに協力していただけます。なお、他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡頂く必要はなく、切り替え先のガス小売事業者へお申込みください。
- 契約変更については、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。なお、料金プラン等の変更をされる場合は、原則として、お申込み月の検針日の翌日から適用しますが、間に合わない場合には翌検針日の翌日から適用します。

5 ガスご使用量の計算、ガス料金の算定期間、ガス料金の計算方法

ガス使用量は、一般ガス導管事業者の託送供給契約等に定める検針日における計量した使用量によるものとします。

料金の算定期間は、「1ヶ月」とし、原則として前月の検針日の翌日から当月の検針日におけるガスマーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定します。

<計算方法>

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金(税込)} + \text{従量料金(基準単位料金 + 原料費調整額)} \times \text{使用量}$$

6 供給の制限等

当社は以下の場合、お客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。

- 災害および感染症の流行等その他不可抗力による場合
- ガスの機器および設備に故障がある場合
- ガスの機器および設備に修理その他工事を実施する必要がある場合
- ガス漏れまたはガスの不完全燃焼による事故の発生の恐れがあると認めた場合
- その他法令または託送供給等に定める事由に該当する場合

7 導管、ガスマーターその他の設備に関する費用負担

- ガス工事をお申込みされる場合は、当該一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款にもとづき、当該一般ガス導管事業者にお申込みをしていただけます。
- 内管およびガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置および整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただけます。
- ガスマーターは、当該一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客さまに負担していただけます。
- お客さま所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいいます）は、お客さまに負担していただき、当該一般ガス導管事業者の供給施設の修繕費は、当該一般ガス導管事業者が負担することを原則といたします。
- その他ガス工事に関する事項は、託送約款等によります。

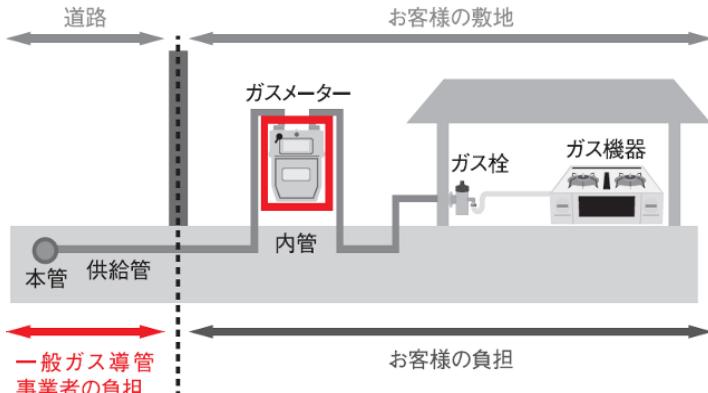
8 導管、器具、機械その他の設備に関する保安上の責任

- 内管およびガス栓等、一般ガス導管事業者のガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる供給設備については、お客さまの責任において管理していただけます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給設備について検査および緊急時の応急処置等の保安責任を負います。
- 当社または一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じ必要な事項をお知らせいたします。
- 当社はガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。
- お客さまは、ガス漏れを感じたときには、直ちにメーターガス栓および他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただけます。
- お客さまは、当社および一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただけます。
- その他保安について、当社のガス小売供給約款の「保安に対するお客さまの協力」、「お客さまの責任」に定められた事項を遵守していただけます。

9 契約に関する注意事項

- 当社へお申込み前にご利用されていたガス小売事業者（以下、旧事業者という）との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係る支払義務等に関する事項が定められていた場合、当社へお申込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、以下の旧事業者との取引またはその期間及びその内容等においてご利用されたサービス等について、当社へのお申込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。
 - 特典およびポイントサービス
 - 各種会員サービス
 - その他旧事業者との取引に係るサービス等
- 当社はお客さまへガスを供給するために、当社と一般ガス導管事業者との間で託送供給約款にもとづき託送供給契約を締結いたしますが、託送供給約款に、お客さまにお守りいただく事項等がございます。お守りいただけない場合は当社が契約を解除し、一般ガス導管事業者によりガスの供給を受ける他のガス小売事業者に切り替えていただくことがあります。詳細はガス供給約款をご参照ください。（以下、重要な部分抜粋）
 - 当社または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただけます。
 - お客さまは、ガス漏れを感じたときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓および他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただけます。
 - お客さまは、当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただけます。
- お客さまが以下の事項に適合すると当社が判断した場合、当社は解約日の15日程度前および5日前までに書面での通知をした上で契約を解消することがあります。
 - お客さまが料金（この契約以外の料金を含みます）を当社の定める支払期限を経過してなお支払われない場合
 - お客さまがガス供給約款により支払を要する料金以外の債務を支払わない場合等ガス供給約款に違反した場合
 - お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合
 - 託送供給約款にもとづき、一般ガス導管事業者によりお客さまに対するガスの供給が停止されている場合
- お客さまは当社がお客さまにガスを供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般ガス導管事業者から求められた場合、または当社が施設する場合、その費用について、ガス小売供給約款にもとづき、お客さまに当社の指定する方法により支払っていただけます。また、お客さまにその負担で敷設していただく場合がございます。詳細はガス小売供給約款をご参照ください。

供給施設等の工事等に関する費用負担と保安責任について



赤線部分は一般ガス導管事業者の所有設備ですので、工事や修理の際には費用負担はありません。それ以外の敷地内機器および設備における工事や修理の際お客様のご負担となります。内管およびガス栓等を含むお客様の敷地内機器および設備についてはお客様の責任において管理していただきます。ただし、一般ガス導管事業者は、お客様所有の供給設備について検査および緊急時の応急措置等の保安責任を負います。また、ガス機器について、当社はその調査を実施します。なお、お客様が当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、当社は賠償の責任を負いません。

10 信用情報の共有

お客様が、供給約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他のガス小売事業者等へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

11 供給約款および料金表の変更

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、供給約款または料金表を変更することができます。この場合、変更後のガス供給約款または料金表の実施期日以後 のガス料金その他の供給条件は、変更後のガス供給約款または料金表によります。
- イ 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃により、供給約款等の変更が必要な場合
 - ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合
 - ハ その他当社が必要と判断した場合
- (2) 供給約款等の変更にともない、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行なう場合、書面の交付または電磁的方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客様との契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) (2)にかかわらず、供給約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更をともなわない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

12 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社は、取得・保有するお客様の個人情報について、個人情報の保護に関する関係法令、経済産業省のガイドラインを遵守し、個人情報保護方針を定め、当社ホームページに掲示いたします。
- (2) 当社は、電気・ガス等の各種エネルギー事業およびそれに付帯する事業、その他当社の取り扱う各種生活関連商品・サービス等に付帯する事業を行つるために利用し、それ以外の目的には利用いたしません。
- (3) 当社は、お客様の個人情報を当社が指定する共同利用者（当社グループ会社、関係会社）と共同で利用し、または当社が指定する第三者（他のガス小売事業者、一般ガス導管事業者、託送供給会社、口座振替先の金融機関、情報処理会社、ガス代理店を含む協力会社等）へ提供する場合があります。

クーリング・オフに関するお知らせ

- 1 お客様が訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合
①訪問販売の場合は都市ガス供給契約申込書のお客さま控えを受領された日
②電話勧誘販売で契約された場合は本書面「お申し込み内容確認のお願い」を受領された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件で申し込みの撤回または契約の解消を行うこと、（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客様が書面または電磁的記録（電子メール等）を発信した時（郵便消印日付や送信日時等）から発生します。
- 2 この場合、
①お客様は損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
②すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
③お客様がすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還が受けすることができます。
④お客様にはガスを使用して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。
- 3 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフを行うことができます。
- 4 クーリング・オフを行う場合は、下図のようにハガキ等に必要事項をご記入の上、郵送（簡易書留が確実です。）いただくか、本書面に記載のお問い合わせ窓口 E メールアドレスに通知してください。E メールによる通知の場合は、原則翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は本書面お問い合わせ窓口までご連絡ください。

郵便はがき	
● 電話番号	● ご契約者名（フリガナ）
● ご住所	株式会社サイサン
● 行	埼玉県上尾市平方領々家六三九
● 又は契約を解除します。	申込（西暦○○○○年○月○日） 販売店名 販売店住所 商品名 電話番号

約款（重要部分抜粋）

5 その他

- (1) 当社は、当社の責任において、供給契約に関する業務の一部または全部につき第三者に委託することができます。この場合、当社は、委託先に対して当社がお客様に対して負うとの同等の守秘義務を負わせることとします。なお、当社は、委託先についてお客様に開示する義務を負わないものとします。
- (2) 本約款に定めのない細目的事項は、必要に応じて本約款の趣旨に則り、その都度お客様と当社との協議によって定めます。なお、当該一般ガス導管事業者がお客様との協議が託送約款等の実施上必要であると判断した場合、お客様は、当該一般ガス導管事業者と協議していただきます。

25 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

26 供給または使用の制限等

- (1) 当社または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客様にガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
- イ 災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
ロ ガス工作物に故障が生じた場合および故障のおそれがあると当社または一般ガス導管事業者が認めた場合
ハ ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工（ガスマーティー等の点検、修理、取替等を含みます。）のため必要がある場合
- ニ 法令の規定による場合
ホ ガス漏れによる事故のおそれがあると認めた場合（38（保安に対するお客様の協力）（1）の処置をとる場合を含みます。）
ヘ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
ト お客様が25（需要場所への立入りによる業務の実施）各号に掲げる当社または一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合
チ お客様がガス工作物を故意または過失により破損または失わせた場合
リ お客様が託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、当社または一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合
ヌ 保安上またはガスの安定供給上必要と当社または一般ガス導管事業者が認めた場合（38（保安に対するお客様の協力）（4）の措置をとる場合を含みます。）
ル その他、当社または一般ガス導管事業者がガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生する恐れがあると認めた場合

34 ガス工事

2 供給施設の所有区分

- イ 内管およびガス栓はお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
ロ お客様のために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
ハ お客様のお申込みによりそのお客様のために設置される整圧器は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
ニ お客様のお申込みにより設置される昇圧供給装置は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
ホ ガスマーティーは、当該一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客様に負担していただきます。

35 工事費等の支払いおよび精算

- (1) 当社が当該一般ガス導管事業者から、託送約款等にもとづき、お客様へのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、お客様は、その金額を、当社が定める日までに、21（料金その他の支払方法）（2）に定めるところにより当社に支払うものといたします。
- (2) 当該一般ガス導管事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

36 供給施設等の保安責任

- (1) 内管およびガス栓等はお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、お客様の資産となる3（用語の定義）（10）の境界線からガス栓までの供給施設については、お客様の責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令等の定めるところにより、(1)の供給施設について検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客様の承諾がえられないことによって検査ができなかった場合等、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客様が損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客様の承諾をえて検査いたします。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

38 保安に対するお客様の協力

- (1) お客様は、ガス漏れを感じたときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。

す。

- (2) 当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作等をお客さまにしていただく場合があります。供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (3) お客様は、36（供給施設等の保安責任）（3）および37（周知および調査義務）（2）のお知らせを受けたときは、ガス事業法令等に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (5) お客様が供給施設を変更し、または供給施設もしくは24（供給ガスの熱量、圧力および燃焼性）に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) お客様は、当該一般ガス導管事業者が設置したガスマーティー等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (8) お客様は、需要場所で使用されるガス機器に応じて、フィルター等の必要な設備を設置していただきます。

39 お客様の責任

- (1) お客様は、36（周知および調査義務）（1）の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客様は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。
- (3) お客様は、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客様の所有とし、その設置に要する費用はお客様の負担といたします。
- (4) お客様は、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次のすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- イ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
ロ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
- ハ 24（供給ガスの熱量、圧力および燃焼性）に定める供給ガスに適合するものであること。
- ニ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定める検査の有効期限内のものであること。
ホ 当該一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものである。
- (5) ガス事業法第62条において、お客様の責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。
- イ 当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと。なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客様が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することがあります。

40 供給施設等の検査

- (1) お客様は、託送約款等にもとづき、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスマーティー等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客様の負担といたします。ただし、検査の結果、ガスマーティーの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (3) お客様は、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、お客様のために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客様の負担といたします。

41 ガス事故の報告

お客様は、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合は、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾するものといたします。

ガス事業のための共同利用プライバシーポリシー

1 共同利用する者の範囲

当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することができます（※1）。

- ガス小売事業者（※1）
- 一般ガス導管事業者（※2）

2 共同利用の目的

共同利用の目的は、以下のとおりです。

- 託送供給契約の締結、継続、変更又は解約のため
- 小売供給契約（最終保障供給に関する契約を含みます。）の廃止
取次（※3）及び供給者切替に伴う消費機器等の保安に関する情報の提供のため（※4）
 - 供給地点に関する情報の確認のため
 - ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他の託送供給契約に基づく一般ガス導管事業の業務遂行のため
 - 消費機器調査の結果の通知・受領のため（※4）

3 共同利用する情報項目（※5）

共同利用する情報の項目は、以下のとおりです。

- 基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
- 供給地点に関する情報：供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報
- 供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：ガス事業法第159条第4項に規定する通知に関する情報（ガス事業法改正（平成29年4月1日）前の「ガスの使用申込みを受けたときに調査した第159条第4項に規定する通知に関する同項目の情報」を含みます。）

4 共同利用の管理責任者

共同利用の管理責任者は、情報毎に以下のとおりとします。

- 基本情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（但し、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者とします。）
- 供給地点に関する情報：供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者（一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業の供給地点を含みます。）
- 供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（但し、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者とします。）

※1 ガス小売事業者とは、ガス事業法（昭和29年法律第51号、その後の改正を含み、以下同様とします。）第6条第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、ガス小売事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）の附則により、ガス小売事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページをご参照ください）。

※2 一般ガス導管事業者とは、ガス事業法第35条の許可を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）の附則により、一般ガス導管事業者の許可を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、日本ガス協会のホームページをご参照ください）。

※3 「小売供給契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給契約の解約の申込みを行うことをいいます。

※4 ガス事業法第159条第4項の規定により、ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者に対し、消費機器調査の結果を通知し、一般ガス導管事業者はその結果を受領します。

※5 当社は、共同利用の目的のために情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全てのガス小売事業者及び一般ガス導管事業者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。